

議第91号

平成26年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成26年度滋賀県の流域下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。
（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

上記の議案を提出する。

平成27年3月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 琵琶湖環境費	1 流域下水道費	流域下水道建設事業費	1,190,331 <small>千円</small>
	2 流域下水道管理費	淡海環境プラザ管理運営費	9,972
合 計			1,200,303